

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 公有水面埋立ての承認出願の内容を記載した書面及び関係図書の縦覧  
【港湾空港局港営部港営課】 494

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 496

北九州市告示第69号

公有水面埋立ての承認出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成26年2月26日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北橋健治

1 申請者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

申請者 所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

名称 国土交通省九州地方整備局

代表者 住所 福岡市中央区唐人町三丁目4番20号

氏名 国土交通省九州地方整備局長 岩崎 泰彦

2 埋立区域

(1) 位置

北九州市門司区田野浦海岸10番に接する無番地及び22番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成22年10月15日付け北九州市指令港港第142号の承認に係る埋立地の埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 3.76mにより決定）及び①の地点と⑦の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L. + 3.70m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 城山三等三角点（北緯33度57分28秒83、東経130度58分07秒38）から78度59分29秒1、233.16mの地点

②の地点 ①の地点から61度35分11秒6、70mの地点

③の地点 ②の地点から167度35分19秒0、96mの地点

④の地点 ③の地点から77度47分33秒0、65mの地点

⑤の地点 ④の地点から61度35分11秒3、54mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から77度47分33秒254、84mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から167度47分33秒1、90mの地点

(3) 面積

495.30平方メートル

### 3 埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 位置

北九州市門司区田野浦海岸10番、22番1、10番及び22番1に接する無番地の地内並びにこれらの無番地及び22番1の地先公有水面

#### (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 城山三等三角点（北緯33度57分28秒83、東経130度58分07秒38）から80度38分59秒1、219.73mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から347度47分33秒83.00mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から77度47分33秒300.00mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から167度47分33秒83.00mの地点

#### (3) 面積

24,900.80平方メートル

### 4 埋立地の用途

ふ頭用地

### 5 出願年月日

平成26年2月17日

### 6 縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

### 7 縦覧期間及び縦覧時間

平成26年2月26日から同年3月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

### 8 意見書の提出要領

この埋立てについての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年3月18日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成26年2月26日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町46番1	北九州市小倉北区浅野二丁目14番1号 九州工業株式会社 代表取締役 内藤亮治
北九州市小倉南区上貫三丁目1176番1及び1176番4から1176番15まで	北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村重記